

## 中國の庶民金融

— 典當について —

## 一 典當の性格

德 永 清 行

中國の庶民金融は獨り典當に局限しないが、典當の庶民金融に占めた地位は重要であつた。今日、中國を訪問した人々の報道によれば、現在では當舖を見かけないという。かつての中國にあつては都市でも、田舎でも、典當は寧ろ目につき易いところに存在したものであり、わが國にあつて質屋が横町や路地にかくれているのとは趣を異にした。

新中國の建設は經濟面についてもあらゆる角度から強力に實施されている様子なので金融の側面にも當然大きな變化が起つたであろうと思はれる。典當は全く無用の存在となつて消失してしまつたのであろうか、それとも何處かの片隅で細々と存続しているのであろうか。傳來の典當の機權には巧妙なものがあつたから全然排除さるべきであつたとは考えがたい。經營方法が公的に改善されるれば、かかる金融機關の存在は簡單に無視しがたいと思はれる。在來の經營そのままでは新中國の實狀に即應せぬは勿論であるが、典當そのものの持つ機能には捨てがたいも

のがある。ここでは中國の典當が果して來た過去を回顧するの資料的事實にとどめ、他日これに代りし庶民金融を伺うこととした。

宓公幹著典當論によればその歴史的敘述をなすに當つて二つの留意點を指摘している。一は典當業の起源となつた時期であり、他は典當業の創設せられし動機は營利なりしや公益なりしやについてである。

典當行爲はその起源としてこれを求むれば、既に早く、春秋戰國時代の人質にこれを遡つて考證せんとしたものであるが、ここではこれ等については省略する。又物財を以て質とすることも既に秦漢以前に見られる如くであるが、正史の記録としては南北朝時代にその起源を求め得ることになつてゐる。而してこの典當の起源はその時期を一應考證すると共に起源となつた事實は僧寺が經營するところであり、然も東西その軌を一にして教會、寺院の經營にかかる公益の性格に發したことが大體一致した見解である。ただ起源の時期の嚴密なる規定については若干の相異があるが、寺院の經營においてその性格を規定せんとすることには異議がないようである。

然らば典當の意義するところは字義として如何になつてゐるか。一應その沿革的展開は如何になつてゐるか。中國側資料に記載解説されたものに從えば左の如きものを譯出することが出来る。

當の字の解釋は許氏說文解言田部の所載によれば、「當、田相値也」とあり、桂氏の義證によれば、「田相値也者、值當爲直」とある。更に清段氏の註に從えば、「當、田相値也、值者持也、田與田相持也、引申之、凡相持相抵皆日當」とある。故に當の字の本義は田の相値である。即ち甲田の地價と乙田の地價と相等しいの謂を表示する。その後次第に轉じて、凡そ物を出して錢を質借することを俗に當と謂う。これによれば當の意義は遂に一變して、質物を提供して金錢を借入れるの謂となる。又質の文

字は始めて周官の地官（欽定周官義疏卷十四）の「周布」及び「質入」の章に見える。この所謂質を顧みるに、證券の一種であり、後世の質とは稍々異なる。契約の成立を保證し、以て訴訟上の効力を有するに及んで、典當の當票と相似た點がないでもない。

右の記載は當業の記録の最古のものに關するが、唐代以後は漸次發達して、宋代には金史に「聞氏開質典、利息重至七分」の語がある。元代には典と稱して質と稱さなかつた。又元の典章は私債の規定に關するが、典當業にも亦これを準用せし如くである。惟うに元代の民間貸借即ち所謂私債は頗る多く對物擔保の方法を採り、質の性質があつたからである。元の典章にいうところは民間一切の貸借條件は一本一利を以て原則とする。假令數年を経過するともその利息は元本の額を超過するを得ない。利息を元本に算入することは、假令當事者間に如何なる契約ありとしても、官はこれを破棄せしめて、その行使を許さない。且債務者が既に納めた利息は、書面に如何に記載されていても、前後合算して一本一利の原則に違うを得ない。明代では元の制度を準用している。僅かに一般貸借と典當との規定を分ち、且罰則を附したのみである。明律及び明會典にはこれに對して齊しく規定があり、兩者の内容は殆んど同じである。茲に單に明律中の所載を擧げる。（中略）清代は明制に倣い、法文の記載は何等特異の點はない。ただ法規と民間慣習とが一致せず、大抵地方により異なる。江蘇省にあつて清代に督撫より許可され頒布されたる營業規則は、名付けて「本榜規條」といつた。これが典當業に法令の出來た始めのものである。民國革命においては政治制度が未だ完備せず、典當の管理に關しては大體清朝時代の舊制によつていた。民國二年江蘇省の典當同業者は修正規則を議決し、財政廳を経て江蘇省に移牒し、全省の典當業に遵守せしむることとした。その後浙江省も繼いでこれに倣つた。民國十三年夏に至り、國民政府は當税を特別仲介税に入れており、二十四年十月には上海市政府は管理典當受質車輛規則を公布している。爾後民國二十五年六月、行政院は典當制度の改革を通令し、同年七月財政部は又典當營業の制度の改善を通電した。但しこれは政府の一種の督促であり、實際界では未だ新制度の施行を見ていない。

2) 前掲 典當論 3頁

3) 中國典當業之組織及其業務 經濟研究 第2卷第8期 93—94頁

中國においては典當業については南北朝時代に創始された記録を求めることが出来るのであり、それは當初にあつては寺院において經營され、然も公益的性格に由來するところ多きものであつた。當時寺院は収入が豊富であり、餘財を生じ、救貧事業に乗出したものの如く、ここに質庫の創設を、寺院のこの種救濟事業の一つとして見ることが出来る。概括するに、中國中古の寺院は國家に代り社會政策の執行機關であつたものであり、政府は必要に應じ寺院をして流亡を救濟せしめたる一點と、政府は寺院に對し社會政策を實施せしむるに當つては便益を賦與したものであり、政府は特に固定の質源を提供したのであつて、「僧祇粟」の如きその一例というのが他の一點である。

尙當時の寺院は僧祇戸の外に、多數の奴隸と廣大なる土地を所有して、莫大なる財力を擁し、遊資を貸付けたものであり、借財者の立場においては神佛に對しこれを返還すべしとする信仰の心理があり、この中古時代における宗教信奉の心理を基底として、確實なる回收が期せられる建前が存在していたものである。要之、當時の寺院の本領として勸化機關であるべく、從つて救濟の制はこの角度において、寺院の本領とするところの一種として典當の設ありたるを見ることが出来る。一つは國家救貧政策の使命を代行するため、一つは供養佛華のためにあり、質庫其他の社會事業をなしたものである。歐米各國にあつて公益質屋の草創には教會によつてこれあるを知るのあり、我國にあつても質屋はその創設に當つては寺院においてこれありしを思はば、世界各國共に質業に關する動機は少くとも公益質業は最初においては宗教團體の慈善事業として經營されたという觀點は重視に値するものであると思う。併し乍ら西歐においては質業の動因に猶太人の掌りし分野があり、公益質業とは全然逆な立場において

出發したものであるけれども、これも一步を立入れば宗教的に教會の壓迫下にありし猶太人の動向としてであり、宗教的に無縁な進路ではなかつた。

唐代に至つては典當のことは發展しているが、營利的色彩が濃厚となつており、遂次典當の利息に制限を加える必要が生起している。唐代既に典當は民營と寺營とに分れており、その最高利率について政府は規定して百分の五十ということにしたものの如く、これが典當の利息についての最初の政府規定であつたと傳えられる。元代においての一本一利の原則は前掲の如くであり、幾年を経過するも利息總計は元本高を越ゆるを得ずという定めとなつていた。爾後のこの種規定の展開については若干觸れたところであるが、規制としての存在は認め得るが現實に働きかけることは強力でなかつたと見なければならぬ。ともあれ公益に動機を持つた典當業はその経過においては營利衝動に煩されたとしても、營利典當と公益典當との進むべき將來の出路には大きく示唆があり、深く考慮すべきものがある。

## 二 庶民金融としての典當

典當業はそれが營利典當であると公益典當であるとを問はず、現代にあつては均しく庶民金融としての範疇に屬する。密公幹著典當論に引用しているところの「平民」なるもの即ち庶民とは「收入常感不足、維持本人及其家族生活並發展其能率、所必需之物質、常難充分者」としてある。さればこの建前において一部特殊階級を除けば一人として庶民ならざるものはないということになるであろう。更に一步を進めて、貧民というのは百二十五元乃至百五十元を以て中國の貧窮線としたところによつて見れば、中國人口の約半數即ち約二億が貧民ということになり、

貧民の過多と典當業との關連が密となり、中國にあつては典當業が全國に遍く擴つてゐる所以を首肯し得る視野となる。然も貧窮線以下の生活者多ければ典當の働く分野は擴大される如くではあるけれども現實には却つて制約される關係が一顧されるのである。中國における生活程度の低きことは庶民金融の意義を他の諸國におけるよりも一層重要なるものとしたのであり、庶民金融はその推移に放任されて置くとするならば、貢獻すべき分野の擴大されるかの如く思はしむるけれども、實際上にあつてはその効率的運営は阻止されざるを得なかつたことに留意を要する。

ただ概括した表現として庶民金融という領域において典當の占めし地位を一應定めるに次の如き引用を以て充當しよう。

典當は中國庶民金融機關にして、極めて古い歴史を有し、民間に深く入り込んでおり、これを銀行、錢莊の大都市に集中してゐるのに較ぶれば非常に廣く普及してゐる。惟うに貨幣が発生してより貸借のことが起り、即ち遊資ある者はこれを利用せず、資金のない者はこれを借入れんとするのであり、然も親戚、朋友の關係なきにおいては、情誼に頼る途に乏しく、又空言では他より信用を受けることは出来ないから、物財を以て質をなすのである。かくするにおいては、借主は約束の期限内に受出せば、貸主は物財を受取つて擔保となすを以て、貸主は返済されぬといふ心配はなくなる。金錢を借りたい者はただ物財があれば金錢が借りられ、借主と貸主との間に面識があるか否かは問うところでない。斯様にして資金は流通するを得、借主も貸主も齊しくその利益を受けるのであり、殊に貧民はその便利を蒙るのである。蓋し貧民は信用の薄弱なるため一枚の借用證書では他よりの信用を得られず、擔保とても零細な雜物のみで、銀行、錢莊の歡迎するところではない。故に貧民が資金の融通を得んと欲すれば、典當を描いて外に途がない。諺に謂う「典當者、窮人之後門」と。典當と貧民との關係の密接なるを想見すべきものがある。

典當、銀行、錢莊の三者を考うるに、直接に金錢を以て取引をなし、利息を以て餘剰とする故に、一般商店が貨物を以て取引をなし、物價の高低を以て損益を受けるのとは距りがある。但し典當、銀行、錢莊の間においては、その營業性質が亦同じところと異なるところがある。銀行、錢莊は預金を吸收し、典當も亦預金を吸收するはその相同じとする點である。銀行、錢莊の資金運用に至つては、種々多角式の業務があるが、典當はただ擔保貸付一種のみを經營し、且零細な金額を取扱ひ、貸出利息は比較的高く、銀行、錢莊の資金融通は大工商業家を對象とするが、典當營業のそれは庶民を對象とするのであり、これは相同じからざる點である。

上に述ぶるところについて、今日の中國社會においては庶民銀行、農村貸付、合作社等の組織が未發達であり、典當業がその貸出の極めて零細であるのを憚らず、貯藏の煩瑣を畏れない故に、その効用に特別なるものがあり、銀行、錢莊等の代位すべからざるものであることを知り得る<sup>1)</sup>。

中國社會にあつては、その人口構成において總人口の四分の三は農村にありといはれ、従つて中國庶民金融は勢い寧ろ農村に向い政策が立てられるのであるが、都市庶民の貧窮は彼等殊にその多數を占める工人即ち労働者をして庶民金融に對する需要を高からしめるものである。都市の典當は都市庶民層の平日の生活資金を供給するを主要任務としてゐるものであり、その一斑は次の調査によつても知り得る。

民國二十一年秋、國民政府軍事委員會政治訓練班が南京人力車夫に對して調査したところによれば、負債ある者は五百四十七戸であり、全體の約四十%となつてゐる。而してその負債者五百四十七戸の中不明なるもの二十三戸を除けば、質借をしてゐるものは二百二十戸であるという。

民國二十三年一月國立中山大學經濟調查處は廣州市の二十餘種の職業の三百十一戸を選び、労働者家庭の調査表

1) 前掲 中國典當業之組織及其業務 經濟研究 第2卷第8期 93頁

を作り、次の事實を傳えている。即ち労働者の家庭は多く収入は支出に足らず、その不足部分は多く質借に依頼し、漸くその補窮としており、萬一不幸にして特別な事故が発生し、多額の金錢を必要とする時は、始めて他人より借財をなすのである。調査總數三百十一戸の中借財ある者は百五十一戸であり、質借をしているものは百七十六戸の多きに達している。「廣州工人家庭之研究」の記載によれば労働者家庭の負債原因は根本的には収入が支出に不足することによる。而して二百三十八戸の労働者の家庭中、日常家事のため他人より借財する者は七十五戸、日常家事のため質借する者は百六十三戸であり、又各労働者家庭の質借の用途は日常生活資金に充てるもの九二・六一%を占め、其他の用途に用うるものは僅に七・三九%に過ぎないといふ<sup>2)</sup>。

更に事例を上海紗廠労働者について見るに、二百三十家の中百十八家即ち五一・三%は収入が支出に達せず、又南京の柵戸一八〇家の一人當り平均収入は僅かに一四七元餘に過ぎず、二〇〇元未滿を以て中國の貧窮線としたことを思えば、都市庶民の金融問題も亦忽に出来なかつたといえる。

都市には銀行、錢莊等の金融機關が一應備はつていたが、これ等の金融機關は商工業經營者に對する大額貸付を目的としたもので、個人殊に庶民階級が資金の融通を仰ぐべき場所ではなかつた。近時各都市は一齊に小本資供所の開設を問題にしていたが、これが實現を見たのは北京、南京、天津等一部大都市に過ぎなかつた。然もその貸金用途は生産部面に限られていたため、庶民の消費金融機關とはなり得なかつたのである。

都市庶民の借入方法は多くは質借によつていたものであり、その質借の原因は大部分は日常生活の不足を補はんとするにあつた。而してその質借たるや外貌は消費ではあるけれども生活を維持し得て生産に従事するということ

2) 前掲 中國典當業之組織及其業務 經濟研究 第2卷第8期 93頁  
3) 前掲 典當論 39頁

に思いを至せば、實體はその質借は間接とはいへ乍ら生産に繋つていたわけである。かくて一日の職を失える都市庶民殊に勞働者は明日の生産のために、今日の生活をなすべき資金を得んとして、典當の門をくぐり、臨時の事故發生により大額の資金を必要とする場合には、個人金貸業即ち高利貸の前に頭をたれたことになる。

「典當者、窮人之後門」と稱され、「窮乏せる人間の最後の避難所」といはれた如く、それは中國庶民金融機關として缺くべからざる存在であつた。中國においては、特殊の社會的經濟的背景を基礎としてその發達は世界に冠たるものとなつていた。

とりわけ中國の典當が他の諸國のそれと比しての特色とされるところは實に農村におけるその地位に見出されたというべきである。中國における典當は都市に存する役割よりも、更に大きく、農民の生産的金融機關として農村においての使命を取上げておかねばならないものであつた。

因みに庶民といひ貧民といひ、その概念は或は所得額により、或は借受金額等により、種々規定されるであらうが、所得額といひ借受金額といふも、固より庶民又は貧民の限度を劃定せしむるに充分ではない。

(註一) 宓公幹 典當論 三九頁

廣州市工人三百十一戸についての借財方法及び金額

借債者 一五一 典當者 一七六

總額 二八八、九二八元 四、三六四元

一人平均 一九一・六元 二四・七元

### 三 農業金融としての典當

大體において庶民階級に屬するものは勞働者、職人、小工業者、小商業者、小額俸給生活者乃至農業者等を總稱している<sup>1)</sup>。

農業者が庶民階級として取扱はれるについては、平常農業の環境から論じたものであることは勿論である。農村が資本の都市集中によつて窮迫の境地に逐い込まれ、國際資本の重壓によつて崩壊の度を速め、地主階級のために又は徵稅上の搾取機構に禍されて、苛酷なる金利、高率なる小作料、課稅の農民轉嫁により苦惱せるは世界的な事實である。然も農家の蒙る重壓については農民自體の興起に俟つ外には依據するところなく、結局自力によつて支持しなければならぬ境遇におかれていた。

更に中國農村は次の如き理由によりその窮乏の度を増加された。<sup>2)</sup>

- (イ) 市場關係が不整備のためその生産品やその買入品が不等價格にて取引されていたこと。
- (ロ) 従來の封建的搾取が益々強化されていたこと。
- (ハ) 自然的災害が加重されていたこと。
- (ニ) 政變、戰亂、其他による農村の不況は中國の農村全土をして離村向都の傾向を生ぜしめ、農村には不穩の徵があつたこと。即ち農民の窮乏は無智の彼等をして良懦なるものは外に逃亡し、强悍なるものは盜匪となる結果を來した。
- (ホ) これがため近時縣財政の地方保衛費（公安局費、保安隊費、保甲經費等）が極度に加重されていたこと。

1) 前掲 典當論 195頁  
2) 井關孝雄 支那庶民金融論 7頁

殊に最近數十年來、國際資本主義の侵害による中國の自給自足的小農經濟の崩壊は深刻となり、中國の生命源泉としての農村の蒙りし打撃は未曾有の現象となつて來ていた。最も單純なる相貌のみを見ても、莫大なる數量に上る農産物の購入により固有の農村生産及び手工業は破壊し、中國の農村經營は最早や獨立の地位より追放されて世界市場の一環として國際資本の支配下に置かれざるを得なくなつた。更に戰亂相續いて起り、農村窮乏の度合は益々深刻となるの外なく、內的牽引としては代表的一例として田賦を取出しても中國の田賦なる地租問題を繞つて農村經營の衰落を描くことが出来るのであつた。田賦はこれを分析するにおいて農村における封建的搾取を露呈する。ここには土地兼併の問題が深刻に展開する。土地兼併は豪紳の封建遺制培養の基礎となるばかりでなく封建的土地關係における地主の搾取と共にその地位を鞏固なるものとして來たのである。土地が兼併され土地の分配が均等を失することは當然に自作農の没落を誘導する。小作又は雇農制度が擴大することは高利貸の横行することと一連の關係を持つ。この結果として農民離村や資本の都市集中が促進され、それはとりも直さず農村經濟の貧困化を深刻なるものとして來た。

既に中國の社會機構はその小農經濟としての停滯を破壊されて居り、その中國農村經濟衰頹の要點を細分すれば外的壓力によるものを見出すのであるが、中國自體の內的勢力に牽制された事情にも少なからざるものがあつた。「耕す者はその田を持つ」という孫文の地權平均制度は掲げられたるままで、容易には滲透しそうではなかつた。されば農家は生産、生活兩方面の資金を需要すること強く、農村金融は活潑となり來つたが、世に高利貸と目されるべき商店乃至個人よりの借入がその八十パーセントを占めていた。かくて高利貸の活躍は農村破産を深刻化せし

め、土地集中を加速的ならしめる結果となつた。

農夫の負債累積と農村高利貸とは兩者互いに因果の關係にあり、農村破産の救済のための有効手段は高利貸の排除にあるのみであるとさえいはれた。これが驅逐のためには、消極的に法律上の制限を設くるのみでなく、積極的に健全なる農村金融機關の存在を前提としなければならなかつた。即ち高利貸を驅逐し、農村の復興を計らんとせば農民銀行を普遍的に設立し、信用合作社を勸奨し、更に又在來の典當業の改良、擴張に努力しなければならなかつたのである。

近時銀行は農村貸出を考慮したと雖も、實際上は銀行業務の一副業的存在に過ぎず、然も尙その貸出は擔保信用にして、土地を有する富農にあらざればその融通を仰ぐを得なかつたことについては前顯に若干觸れたる如くである。

中國側の統計によれば、銀行としての農村貸出は民國二十二年中國各地の農村貸出總額は二百萬元に過ぎず、二十三年は約千餘萬元、二十四年は約千四百萬元であつた。錢莊の農村貸出に至つてはその具體的金額は判明しないが、その額は輕少のものであつたであらう。これに反して農村の典當については民國二十六年の統計月報の記載によれば、全國の農村典當は三千三百八十六戸にして、その資本額は六千八百八十萬九千元といひ、その農民への貸出金額は約一億四千九百三十一萬五千元であつたといふ。

又注意すべき點として次の一項が加えられるべきである。即ち中國の農村典當はその貸出の半數以上が、直接に生産に用いられていたということについてである。この點は前顯の都市の典當貸出と事情を相異しているところであ

り、都市にあつては庶民の典當よりの借入が生産といふ觀點に集中したものととしても、これは間接的であつたが、農村においては直接的に生産に繋がつていた傾向が多い。中國經濟年鑑の所載なるものにおいては、海濱、嘉興、平湖、海鹽の四縣の農民が典當より貸出を受け、直接に生産に供していたものは約五五%であつたという。固よりこの統計だけで全國の狀況を代表することにはならぬけれども、中國の農村典當業の貸出用途は三分の一以上が生産に用いられると測定した。

典當は中國にあつては極めて古い歴史を有し、典型的庶民金融機關として、その貸出額の零組、貸出手續の簡易なることにより、民間に深く滲透してゐた。高利貸排除のための積極的建設的手段は新式金融機關が前述の如く未だその健全なる發達を早急には望み得なかつたから、典當業の改良擴張乃至合會組織の健全運営こそ中國農村庶民金融における第一の改良策でなければならぬのであつた。

(一) 中國農民負債總額は二十五億元を過ぎ、一農民平均少くとも九元の債務を負う。又李景漢氏調査にかかる定縣五個村莊、五百二十六家についての高利貸借金の状態を見るに次の如くである。

	借債者	總家數百分比	前年比増加
民國十八年	一七一	三三%	
民國十九年	二二〇	四四%	三五%
民國二十年	三〇五	五八%	三三%

(二) 實業部中央農業實驗所の農民借款源の調査によれば次の如くである。(就ち全國二十二省一千二百餘縣)

3) 前掲 中國典當之組織及其業務 經濟研究 第2卷第8期 95-96頁  
 4) 前掲 典當論 11-12頁  
 5) 前掲 典當論 9頁

銀行	二・四%	合作社	二・六%
典當	八・八%	錢莊	五・五%
商店	一三・一%	私人	六七・六%

(三) 農村破産原因(李景漢氏河北定縣調查、民國二十三年)<sup>6)</sup>(註1)

積年缺債	一、二三二家	四二・六四%
借債經商賠累	五二七	一八・二四%
生寡食業負債	五二一	一八・〇二%
借債租地賠累	三〇二	一〇・四五%
婚喪負債	一二一	四・一九%
擔保率連負債	五三	一・八四%
訴訟負債	三七	一・二八%
其他	九六	三・三二%
總計	二、八八九	一〇〇・〇〇%

(四) 中國農村借貸戶數<sup>7)</sup>

總縣數	報告縣數	總戶數に對する 借貸戶數	總戶數に對する 借糧戶數
一、七九九	八五〇	五六%	四八%

中國の庶民金融

6) 前掲 典當論 14頁

7) 前掲 支那庶民金融論 8頁

農村典當についてはこれが將來の改善に約束されるところ少くなかつたとしても、農村典當の持つ農村經濟への適應性については輕視し難いものがあつた。左の如きがその要點である。

農村典當の營業季節は完全に農業生産金融の動向と一致する。農民は春の耕作期には多くは資金に缺乏し、ために典當よりの抵當借をする。秋になり新穀が出廻るに至れば、農民は資金に餘裕を生じ、次第に質入についての受出をなす。農民は質借をなすについては普通のこととしており、多くはこれを恥として考えていない。江蘇、江北一帶の農民銀行は擔保乃至抵當貸出なる方法を実施していたが、農民は寧ろ典當との取引を好むものの如くであつた。利息は比較的高いけれどもこれを辭することがなかつた。これ等の事實について説明となるところを中國側の資料によつて見るに既に觸れた如くである。中國の農民の持つ保守性もさること乍ら、中國農村と典當との關連については更に一步を進めて次のことも一顧さるべきである。中國農民の保守性或は單純性といつた性格よりして、農民は銀行に赴き手續の煩瑣な質借をなすことを願はない。蓋し數百年來典當を主要なる資金融通の方途と見ていたからである。又農民の入質することは寧ろ専ら借金のためのみでもないという一項に至つては將來に托さるべき農村經營の課題において留意さるべきである。即ち農民は春暖となり、綿衣類の如き比較的量の大きい物については住居の狹隘なるにより、藏置する場所に乏しいのであつて、春の耕作が始まれば、成人は多く外に出て仕事に勵むにより、この種の衣服は、堅牢でない屋内に貯藏しては盜難を蒙り易いから、ために多くは典當を保險庫と見做していたというのであつて、典當は農村における特殊の業務をここにも持つていたわけである。

典當は農村に限定せず、都市においても庶民金融としては、その果し來れる役割に留意すべきものがあることは

既に多少乍ら觸れたところである。典當については固より弊害もあり、これが矯正を必要としたが、特徴とするところもあり、中國の經濟社會の段階に即應して利用さるべきものでもあつた。さればこの功罪の配合において公益的なる運営についての典當を考慮すべきに到達する。公益典當としての改進乃至合會の活用の如きについては中國傳來の機構における殊に農業金融としての機能を重視したのであつた。かつては自然發生的に展開された金融事情に即應した典當であるが、新中國にあつてはその事實を意思的に規制して行かんとしているのであるから、典當の存在がただ公的性格の經營が加味されるのみにおいて存続するとは解しがたくなる。典當に施される是正或はそれに代りし庶民金融機關更にはかかる存在を不要とするにまで到達するであろう新しい事實を將來の課題として取上げたい。印度のプーグン（土地獻納）運動のように、極貧の農民に地主が土地を分ち與えるやり方でなく、政府の政策の下に推進せんとしている新中國の農村には新しい施設や機關が見出されるであらう。

（註一）定縣は河北省にあつて最も安定せる代表縣ということが出来る。